



宮 崎 県 公 報

平成30年7月3日(火曜日)号外 第29号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	○医療法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 1
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 4

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1 医療法(昭和23年法律第205号)による次の事務 (1)~(20) [略] <u>(21) 第16条ただし書の規定による医師の宿直免除の許可に関すること。</u> (22)~(51) [略] 1の2・1の3 [略] 1の4 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)による次の事務 (1) [略] (2) [略] 2~70 [略]	保健所長	1 医療法(昭和23年法律第205号)による次の事務 (1)~(20) [略] (21)~(50) [略] 1の2・1の3 [略] 1の4 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)による次の事務 (1) [略] <u>(2) 第9条の15の2の規定による医師が速やかに診療を行う体制の確保の承認に関すること。</u> (3) [略] 2~70 [略]
[略]		[略]	
付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)		付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)	
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第51号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成18年宮崎県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（医師宿直免除の許可申請）</p> <p>第15条 法第16条ただし書の許可を受けようとする者は、<u>病院医師宿直免除許可申請書（別記様式第18号）</u>に病院の所在地と宿直業務を行う医師の住居を示した<u>地図</u>を添付して知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（医師宿直免除の承認申請）</p> <p>第15条 <u>省令第9条の15の2の規定による承認</u>を受けようとする者は、<u>病院医師宿直免除承認申請書（別記様式第18号）</u>に医師が適切な診療を行える体制が確保されていることが確認できる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p>

別記様式第18号を次のように改める。

様式第18号 (第15条関係)

病院医師宿直免除承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

管理者 住所
氏名

印

医療法施行規則第9条の15の2の規定により、病院に医師を宿直させないことについての承認を受けたいので、次のとおり申請します。

病 院 の 名 称							
開 設 の 場 所							
電 話 番 号							
診 療 科 目							
病 床 数		一般	療養	精神	結核	感染症	合計
		床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由							
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連 絡 体 制						
	連 絡 を 受 け る 医 師 の 所 在						

(注) 医師が適切な診療を行える体制が確保されていることが確認できる書類 (病院内の規程や内規等) を添付すること。

別記様式第31号（表）中「添付資料」を「添付書類」に改め、「病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、」を削る。
別記様式第36号中「病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第52号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則（平成5年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（更新の許可の申請）</p> <p>第20条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定により提出する同項第2号の屋外広告物自己点検報告書（第23条の2第1項に規定する広告物等に係るものを除く。）は、条例第22条第2項の管理する者の点検を受けたものでなければならない。</u></p> <p><u>（管理者の設置等）</u></p> <p>第23条の2 条例第22条第2項ただし書の規則で定める広告物等は、<u>簡易な広告物等とする。</u></p> <p><u>2 条例第22条第3項の規則で定める広告物等は、堅固な広告物等とする。</u></p> <p><u>3 条例第22条第3項の規則で定める者は、建築士法（昭和25年法律第 202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者とする。</u></p>	<p>（更新の許可の申請）</p> <p>第20条 [略]</p> <p><u>（条例第21条第2項ただし書及び第22条第1項ただし書並びに第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める広告物等）</u></p> <p>第23条の2 条例第21条第2項ただし書及び第22条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、<u>簡易な広告物等とする。</u></p> <p><u>2 条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める広告物等は、堅固な広告物等とする。</u></p> <p><u>（条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める者）</u></p> <p>第23条の3 条例第21条第3項及び第22条第2項の規則で定める者は、<u>建築士法（昭和25年法律第 202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者とする。</u></p>

別表第4（第8条、第12条、第18条及び第48条関係）

区 分	地 域 又 は 場 所
禁 止 地 域 等	<p>[略]</p> <p>第2 種禁 止地 域等 1 条例第8条第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区並びに同号に規定する第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域で知事が指定する区域</p> <p>1の2～15 [略]</p> <p>[略]</p>
規 制 地 域 等	<p>第1 種規 制地 域等 1～6 [略]</p> <p>7 第3条に規定する区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）を除く区域</p> <p>第2 1～4 [略]</p>

別表第4（第8条、第12条、第18条及び第48条関係）

区 分	地 域 又 は 場 所
禁 止 地 域 等	<p>[略]</p> <p>第2 種禁 止地 域等 1 条例第8条第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区並びに同号に規定する第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域で知事が指定する区域</p> <p>1の2～15 [略]</p> <p>[略]</p>
規 制 地 域 等	<p>第1 種規 制地 域等 1～6 [略]</p> <p>7 都市計画法（昭和43年法律第 100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）を除く区域</p> <p>第2 1～4 [略]</p>

種規制地域等	5 第3条に規定する区域のうち、用途地域（第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る。）の区域 6 [略]	種規制地域等	5 用途地域（第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る。）の区域 6 [略]
第3種規制地域等	第3条に規定する区域のうち、用途地域（近隣商業地域及び商業地域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域で、知事が指定する区域に限る。）の区域	第3種規制地域等	用途地域（近隣商業地域及び商業地域並びに準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域で、知事が指定する区域に限る。）の区域
備考 1 [略] 2 1の地域又は場所が第1種規制地域等と第2種規制地域等、第1種規制地域等と第3種規制地域等又は第1種規制地域等、第2種規制地域等及び第3種規制地域等に該当するときは、当該地域又は場所を第1種規制地域等とし、第2種規制地域等と第3種規制地域等に該当するときは当該地域又は場所を第2種規制地域等とする。ただし、第3条に規定する区域において、第2種規制地域等と第3種規制地域等に該当するときは、当該地域又は場所を第3種規制地域等とする。		備考 1 [略] 2 1の地域又は場所が第1種規制地域等と第2種規制地域等、第1種規制地域等と第3種規制地域等又は第1種規制地域等、第2種規制地域等及び第3種規制地域等に該当するときは、当該地域又は場所を第1種規制地域等とし、第2種規制地域等と第3種規制地域等に該当するときは当該地域又は場所を第3種規制地域等とする。	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定（第2種禁止地域等の項1号の改正規定を除く。）は、平成30年11月1日から施行する。</p> <p>(宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)</p> <p>2 宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年宮崎県規則第40号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第20条第2項の改正規定を削る。</p> <p>附則第1項ただし書中「同条第2項の改正規定並びに」を削る。</p>			

